

不正競争に関する訴訟における 適切かつ公平な証拠収集手続の実現

平成29年11月2日

産業構造審議会 知的財産分科会
不正競争防止小委員会

不正競争に関する訴訟における適切かつ公平な証拠収集手続の実現

- ✓ 証拠収集手続きについて、不正競争防止法第7条には、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における、侵害行為の立証等を目的とした書類提出命令について規定されている。
- ✓ 書類提出命令は、証拠調べの必要性があることが発令の要件とされている。これまでは、対象となる書面自体は見ずに申立書のみでその必要性の判断がなされており、判断ための環境が十分ではなかった。また、技術が複雑であり、裁判官のみでその必要性の判断を行うことが困難な場合があった。
- ✓ 今般、特許法における証拠収集手続きについて、知的財産分科会の特許制度小委員会において、
 - ① 当事者に書類をいったん提示させて裁判所がインカメラ手続※で実際に書類を見て必要性を判断できるようにする制度
 - ② 公正・中立な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課し、証拠収集手続に関与できるようにする制度の導入について、特許法の改正を視野に入れた検討が行われている。
- ✓ こうした状況は、不正競争防止法における訴訟においても同様であり、上記の主旨の特許法改正がなされるのであれば、不正競争防止法においても同様の規定を導入する必要があるのではないか。

※ インカメラ手続：営業秘密の漏洩を防止するため所持者が提示した書類を裁判所だけが閲読する手続

(事務局案)

証拠収集手続について、特許法の改正がなされる場合は、その主旨に鑑み、不正競争防止法においても同様の規定を導入する。

参考 不正競争防止法第7条

(書類の提出等)

- 第七条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。
 - 3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等(当事者(法人である場合にあつては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く。)、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。
 - 4 前三項の規定は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

参考資料

第10回知的財産分科会(平成29年4月)資料1-2

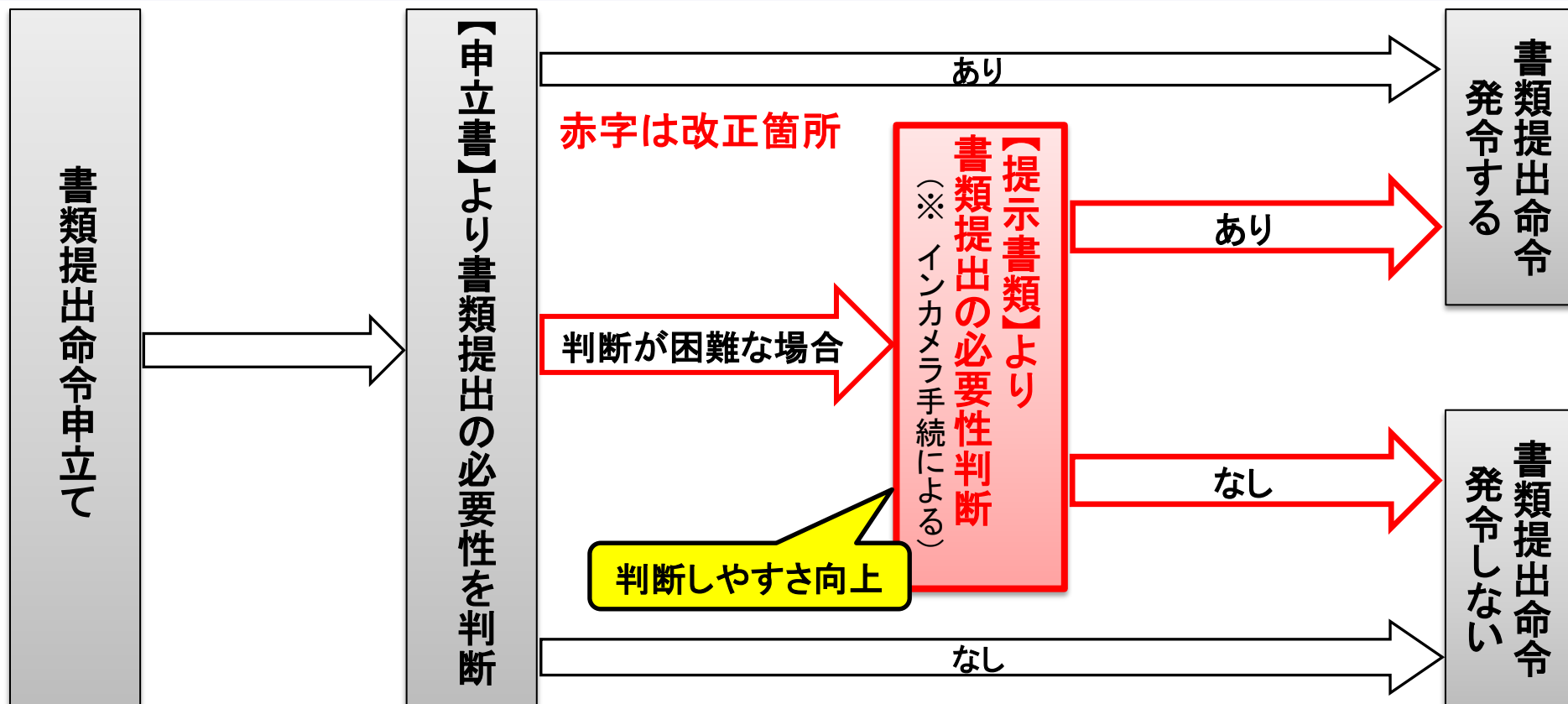
「特許制度小委員会 『我が国の知財紛争処理システムの機能強化に向けて』 報告書概要」より

適切かつ公平な証拠収集手続の実現

- 特許権の侵害訴訟は技術的に高度な専門的知見を要する、侵害立証が困難であるといった特殊性に鑑み、証拠収集手続の強化が必要である。
- ただし、被疑侵害者の営業秘密の保護及び証拠収集制度の濫用防止等に留意する必要がある。
- 以上を踏まえ、
 - 1) 書類提出命令・検証物提示命令のインカメラ手続において、書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度
 - 2) 公正・中立な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課し、証拠収集手続に関与できるようにする制度の導入について、特許法の改正を視野に検討を進めることが適当である。

(1) インカメラ手続における必要性判断の導入(改正案)

- ✓ 裁判所が書類提出の必要性を申立書の主張のみから判断しづらい場合、当事者に書類をいったん提示させて裁判所がインカメラ手続*で実際に書類を見て必要性を判断できるようにする。
- ✓ その結果、間口が広がり書類が裁判所の目に触れやすくなることで、裁判所が書類提出命令の可否を判断しやすい環境が整い、審理に対する当事者の納得感も向上する。



※ インカメラ手続：営業秘密の漏洩を防止するため、所持者が提示した書類を裁判所だけが閲読する手続

(2) 第三者の技術的専門家を活用した証拠収集手続(改正案)

- ✓ 証拠収集手続において、技術的専門家による裁判官のサポートを強化する制度を新たに導入する。

現行



裁判官

技術的専門家のサポートが不十分

- ①書類提出命令の
インカメラ手続
- ②検証の
インカメラ手続



被疑侵害者

改正案(赤字は改正部分)



裁判官

技術的専門家がサポート



技術的専門家
(秘密保持義務あり)

- ①書類提出命令の
インカメラ手続
- ②検証の
インカメラ手続



被疑侵害者

※特許制度小委員会「我が国の知財紛争処理システムの機能強化に向けて」報告書概要スライドの一部を修正